

運営規程

《通所リハビリテーション》

(目的)

第1条 この規程は、学校法人四徳学園理事長 北澤俊美が、設置運営する長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック（以下、クリニックという）が指定通所リハビリテーション事業を行い、クリニック従業者(以下従業者)が、要介護となった利用者に対して、適切な通所リハビリテーションを提供することを、目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供に関しては、以下の方針に基づいて行うものとする。

- 1 クリニックの従業者は、要介護状態の利用者に対して、可能な限りその居宅において、能力に応じた日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能回復又は維持を図るものとする。
- 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化防止に対する目標を設定し、計画的に通所リハビリテーションを提供するものとする。
- 3 通所リハビリテーションの提供に対しては、その提供するリハビリテーションの評価を行い常に改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 クリニックの名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 学校法人四徳学園 長野保健医療大学附属整形外科リハビリクリニック
- 2 所在地 長野県長野市川中島町今井原 11 番地 8

(従業者の職種)

第4条 クリニックに勤務する職員の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、通所リハビリテーション事業所の職員及び業務管理を一元的に行うものとする。なお、管理者が必要と認める時は、管理代行を置くことができる。
- 2 医師 1名
医師は、利用者に必要なリハビリテーションの提供にあたって、医学面での管理、その他の適切な指導助言を行うとともに、従業者に対して必要な指示を出すものとする。
- 3 理学療法士等 1名以上
利用者に対して、医師の指示並びに、通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法等適切なリハビリテーションを実施するものとする。
- 4 看護師 1名以上

医師の指示並びに通所リハビリテーション計画に基づき、利用者のバイタルサインの点検、身体的一般状態の観察、その他適切なリハビリテーションを実施するものとする。

5 介護福祉士 1名以上

利用者に対して、医師の指示並びに、通所リハビリテーション計画に基づき、身体介護（食事介助、入浴介助、トイレ介助等）を実施するものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 クリニックの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | | | | | | | | | | | | |
|---------|------------|--|-------------|------------|----------|------------|--|--|-------------|-----|------------|------------|
| 1 | 営業日 | 月曜日～土曜日（日曜日、国民の休日、夏季休日、年末年始は休業とする。） | | | | | | | | | | |
| 2 | 営業時間 | <table border="0"><tr><td>月、火、木、金</td><td>8：30～17：00</td><td rowspan="3">サービス提供時間</td><td>9：20～14：30</td></tr><tr><td></td><td></td><td>14：30～16：20</td></tr><tr><td>水、土</td><td>8：30～12：00</td><td>9：10～11：00</td></tr></table> | 月、火、木、金 | 8：30～17：00 | サービス提供時間 | 9：20～14：30 | | | 14：30～16：20 | 水、土 | 8：30～12：00 | 9：10～11：00 |
| 月、火、木、金 | 8：30～17：00 | サービス提供時間 | 9：20～14：30 | | | | | | | | | |
| | | | 14：30～16：20 | | | | | | | | | |
| 水、土 | 8：30～12：00 | | 9：10～11：00 | | | | | | | | | |

（利用定員）

第6条 クリニックにおいて、通所リハビリテーションのサービスを提供する単位は2単位とし、定員1単位は20名とする。

（事業の提供方法及び内容）

第7条 通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーション事業の提供にあたって、医師等の従業者は、診察、運動機能検査、作業能力検査等を基に、それぞれの利用者ごとに心身の状況、置かれている環境を踏まえて目標を立て、当該目標を達成するための具体的な機能訓練内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対して、その内容について説明を行うものとする。
- 2 通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者又は家族に対しリハビリテーションの観点からその機能に着目した上で、理解しやすいように懇切丁寧に指導又は説明を行う。
- 3 通所リハビリテーション計画書においては、居宅サービス計画書に基づき作成する。
- 4 それぞれの利用者について、サービスの実施状況及びその評価を通所リハビリテーション記録に記載し、目標の達成状況について定期的に再評価し、更に必要な計画を作成するものとする。
- 5 クリニックにおいては、リハビリテーションの利用時間にあわせ食事の提供を行うものとする。
- 6 クリニックにおいては、リハビリテーションの実施と併せて利用者の送迎を行うものとする。
- 7 クリニックにおいては、リハビリテーションの実施と併せて状況に応じて一般入浴介助を行うものとする。

(利用料等)

第8条 通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は次のとおりとする。

- 1 介護報酬の告示の額とする。
- 2 事業者は前 1 項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - ア) おむつ代 実費
 - イ) 食事の提供に要する費用 普通食 630 円、治療食 730 円
 - ウ) 教養娯楽費 実費
 - エ) 上記以外日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と思われる費用
- 3 前記の費用を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、支払いに同意する文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 4 下記に示す通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎の際は、1,000 円(税別)を徴収する。(往復)

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長野市南部(川中島、更北、篠ノ井地区)とする。

(事業利用にあたっての注意事項)

第10条 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- 1 当クリニックを利用するにあたり管理者宛に利用者本人の主治医による診療情報提供書の提出を受けるものとする。
- 2 当クリニックの通所リハビリテーションサービス内容を説明し、理解を得た上、利用者本人又は家族により署名捺印された利用契約書の提出を受けるものとする。
- 3 送迎については利用者の通所に関わる状況や、心身の機能等により行い、利用者間で不公平が生じないように考慮し実施する。
- 4 前項の送迎業務は、利用者宅の屋内を除くものとする。
- 5 嚥下機能(経管栄養等は不可)が保たれ、排泄が自立又は介助で可能な機能を有し、グループで一定時間過ごすことが可能な利用者を対象とする。
- 6 クリニック内の器械、器具の使用については、従業員の指示に従って行うものとする。
- 7 当日急に休まれる利用者は、午前 8 時 30 分までに必ず連絡をすることとする。

(業務継続計画)

第11条 クリニックは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を作成し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 クリニックは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 クリニックは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第12条 クリニックは、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のために対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4 上記措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

(身体的拘束等について)

第13条 利用者又は他者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての重要事項)

第14条 その他の運営についての重要事項を以下のとおり定める。

- 1 従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設けると共に業務体制の整備をはかる。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、漏洩しない義務を負う。
- 3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人四徳学園理事長 北澤俊美と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日より施行する。

平成 17 年 10 月 1 日 改正

平成 18 年 5 月 1 日 改正

平成 20 年 11 月 1 日 改正

平成 21 年 4 月 1 日 改正

平成 21 年 10 月 11 日 改正

平成 24 年 3 月 24 日 改正

平成 26 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 4 月 1 日 改正
平成 27 年 5 月 1 日 改正
平成 30 年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 10 月 1 日 改正
令和 5 年 6 月 1 日 改正
令和 6 年 4 月 1 日 改正